

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第13号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 <u>(1) 財団法人岩手県国際交流協会（平成元年10月18日に財団法人岩手県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>(2) 財団法人クリーンいわて事業団（平成3年11月11日に財団法人クリーンいわて事業団という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>(3) 社団法人岩手県青少年育成県民会議（昭和58年11月1日に社団法人岩手県青少年育成県民会議という名称で設立された法人をいう。）</u> (4)～(6) [略] <u>(7) 財団法人岩手県観光協会（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>(8) 社団法人岩手県産業貿易振興協会（昭和26年11月28日に社団法人岩手県産業振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>(9) 社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>(10) 財団法人岩手県生物工学研究センター（平成4年2月1日に財団法人岩手県生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。）</u> (11) 削除 (12) [略] <u>(13) 財団法人岩手県下水道公社（昭和62年3月31日に財団法人岩手県下水道公社という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>(14) 財団法人岩手県文化振興事業団（昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>	(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 <u>(1) 公益財団法人岩手県国際交流協会</u> <u>(2) 一般財団法人クリーンいわて事業団</u> <u>(3) 公益社団法人岩手県青少年育成県民会議</u> (4)～(6) [略] <u>(7) 公益財団法人岩手県観光協会</u> <u>(8) 公益社団法人岩手県農業公社</u> <u>(9) 公益財団法人岩手県生物工学研究センター</u> (10) [略] <u>(11) 公益財団法人岩手県下水道公社</u> <u>(12) 公益財団法人岩手県文化振興事業団</u>

<p>(15) <u>財団法人岩手県スポーツ振興事業団（昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、<u>社団法人地方税電子化協議会（平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）</u>、<u>社会福祉法人恩賜財団済生会及び社団法人全国自治体病院協議会（昭和38年12月3日に社団法人全国自治体病院協議会という名称で設立された法人をいう。）</u>とする。</p>	<p>(13) <u>公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、<u>一般社団法人地方税電子化協議会</u>、<u>社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。